

安全設備に関する統一解釈に関する事項

改正要領

安全設備規則検査要領
(日本籍船舶用)

改正理由

IACS は、これまで国際条約等に対して多くの統一解釈を策定してきており、本会としても、上記条約の適用においてこれらの統一解釈を適用してきている。しかしながら、必ずしもすべての統一解釈を鋼船規則等に明記していなかった。

一方、IACS は 2006 年 10 月に統一手順 No.31 を採択し、上記を含むすべての統一解釈について、船級規則に取り入れる又は適用することを明記する等により、統一解釈の厳格な適用を図ることを決めた。

このため、本会としても統一手順 No.31 に従い、これまで規則等に取り入れていなかった IACS 統一解釈を取り入れる必要が生じた。

今般、SOLAS 条約第 III 章及び第 V 章の安全設備に関する IACS の統一解釈のうち、これまで規則等に取り入れていなかった統一解釈に基づき、関連規則等を改めた。

改正内容

- (1) 海上脱出装置の乗込場所と最小航海状態における喫水線との間に、SOLAS 条約 第 II-2 章 第 9.4.1.3.3 に規定される保全防熱性を有する固定（非開放）式の舷窓を設置してもよい旨を明記した。（IACS 統一解釈 SC143）
- (2) 船内通報装置の設計及び音圧レベルの測定に関する取扱いを明記した。（IACS 統一解釈 SC145）
- (3) コンパスの搭載要件に関する取扱いを明記した。（IACS 統一解釈 SC203）
- (4) SOLAS 条約 第 III 章 第 31.1.4 規則で要求される追加の救命いかだを、SOLAS 条約 第 III 章 第 7.2.1.2 規則にいう「離れた位置にある救命用のいかだ」とみなし、当該救命いかだが積みつけられる区域に備えるものを明記した。（IACS 統一解釈 SC213）